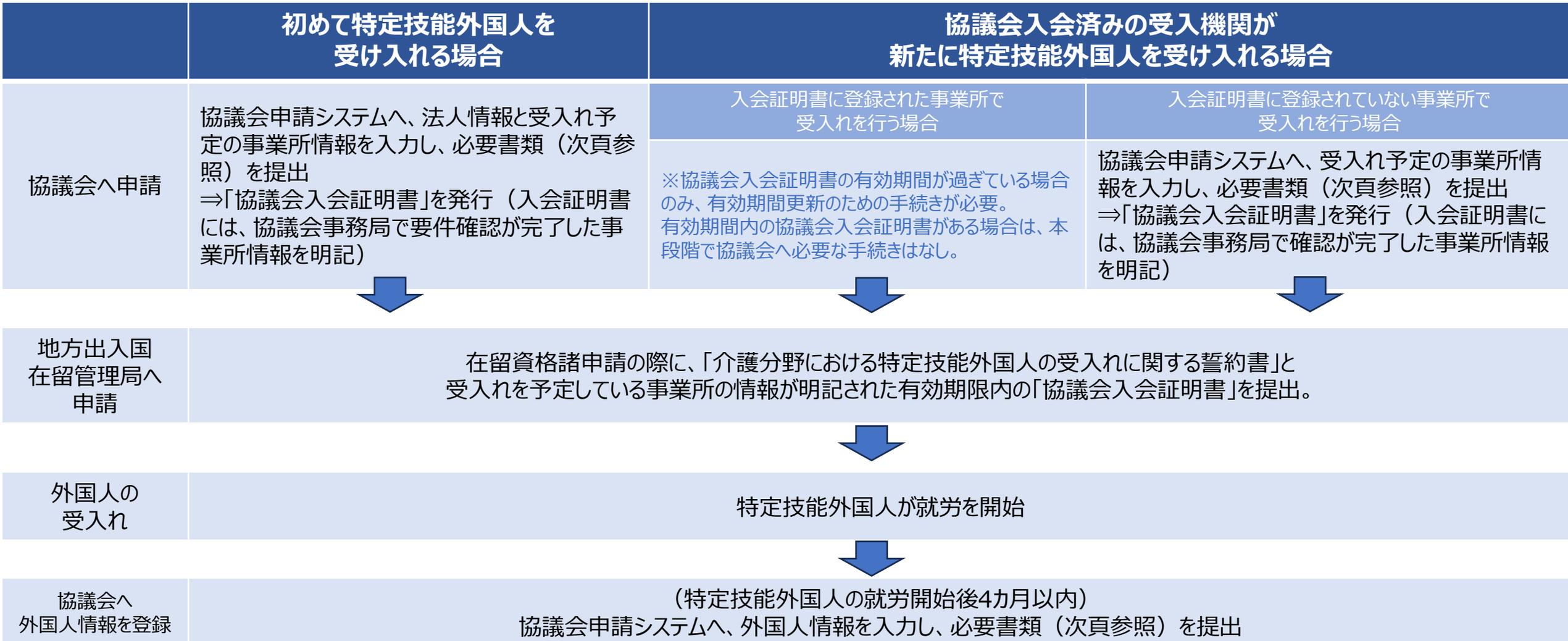


「介護分野における特定技能協議会」手続きの流れ

令和6年5月27日
介護分野における特定技能協議会事務局



次頁も併せてご確認ください。

「介護分野における特定技能協議会」への手続きの留意事項・提出書類について

手続きに関する留意事項

1. 手続きの方法について

すべてオンライン上（協議会申請システム上）での手続きとなります。FAXや郵送でのやり取りは受け付けておりませんので、ご了承ください。

2. 受入事業所の確認について（入会規程第3条 第6項に基づく）

協議会で確認が完了した事業所の情報は、入会証明書に登録されます。入会証明書に登録されていない事業所での特定技能外国人の受入れ（異動を含む）はできません。入会証明書に登録されていない事業所での受入れを予定している場合、特定技能外国人の受入れ前に、協議会へ当該事業所の情報を登録し、申請をお願いいたします。

3. 定期的な情報更新について（入会規程第5条に基づく）

協議会申請システム上に登録された法人情報・事業所情報・外国人情報に変更が生じた場合は、速やかに情報の更新をお願いいたします。

4. 入会証明書の有効期間更新について（入会規程第3条第4項および第6条に基づく）

入会証明書には有効期間を設けます。有効期間を過ぎた入会証明書は無効となります。有効期間更新手続きは、有効期限の4カ月前から可能です。有効期間更新手続きの際に、協議会に登録されている特定技能外国人の情報と当該外国人の受入事業所の情報についても合わせて更新をお願いします。

提出書類

1. 入会申請時の必要書類（受入れ予定の事業所ごとに計2点）：

- ①「事業所の指定通知書」
- ②「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等（分野参考様式第1-2号）」

2. 外国人登録時の必要書類（外国人ごとに計3点）：

- ①「雇用条件書（別紙「賃金の支払」含む）（参考様式第1-6号）」
 - ②「1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）」
 - ③「在留カード写し」
- ⇒①②については、地方出入国在留管理局へ提出した最新書類の写しをご提出ください。

<補足>

- ・いずれも協議会申請システムへ、電子データ（PDFファイル）を、アップロードいただきます。
- ・必要書類のアップロードの他に、法人・事業所・外国人の基本情報をご入力いただきます。
- ・添付書類については、必要に応じて追加書類の登録をお願いする場合があります。
- ・上記2に記載された外国人登録時の必要書類は、変更が生じた場合に最新書類への差し替えをお願いいたします。
- ・協議会へ登録される担当者情報は、必ず連絡がとれる電話番号とメールアドレスをご登録ください。